

一宮市住宅省エネ促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市住宅省エネ促進補助金は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。）に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、電気・ガス等エネルギー価格の高騰により一般家庭の負担が増加していることを踏まえ、既存住宅の熱損失の大きい窓ガラス・サッシ等の断熱性能を高める改修を促進することにより、家庭の電気代及びエネルギー消費量の削減につなげ、市民生活の負担軽減及び温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 戸建て、集合住宅等の別を問わず、賃貸住宅を含み、リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築日から1年が経過した住宅かつ過去に人が居住した住宅（現に人が居住している住宅を含む）をいう。
- (2) 建築日 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の発出日をいう。
- (3) 国補助事業 「先進的窓リノベ2026事業」をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 一宮市内に所在する既存住宅を所有する個人又は居住者
 - イ 一宮市内に所在する既存住宅を所有し、賃貸に供する法人又は個人事業主
 - ウ 一宮市内に所在する既存住宅の賃借人
- (2) 国補助事業における共同事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。
- (4) 一宮市税に滞納がないこと

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、国補助事業の手続きが全て完了し交付を受けた次の各号全てに該当する事業とする。

- (1) 国補助事業の申請時に申告した工事請負契約の締結日が2026年4月1日以降であること
- (2) 国補助事業の交付額確定通知書のリフォーム対象住宅の所在地が一宮市内であること

(3) 当該年度に同一窓に対し本補助金の交付を受けていないこと

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国補助事業の申請時に申告した補助対象経費と同一とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、国補助事業の交付確定額の2分の1とし、10万円を補助限度額とする。ただし、補助金の額が、補助対象経費から国補助事業の交付確定額を差し引いた額を超える場合は、補助対象経費から国補助事業の交付確定額を差し引いた額を補助限度額とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1千円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額を補助金額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、2026年5月1日から2027年2月26日までに一宮市住宅省エネ促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入の上、同意及び誓約し、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、申請書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

(1) 国補助事業の額の確定通知書の写し

(2) 法人の場合は3カ月以内に取得した商業登記簿の全部事項証明書の写し

(3) 工事請負契約書の写し（工事内容・内訳の分かるもの）

(4) 断熱窓販売証明書（様式第2号）

(5) 申請者本人名義の通帳、口座番号連絡書その他の口座内容が確認できる書類の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号、預貯金種別が確認できるもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得たうえで、住民基本台帳を閲覧することができる。なお、一宮市以外に住民登録がある申請者又は同意しない申請者は、住民票の写しを提出すること。ただし、法人の場合は提出を必要としない。

3 市長は、第1項に規定する補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 交付の決定及びその通知は前項の規定により交付の決定を受けた者（以下、「交付対象者」という。）が指定する銀行等の口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を交付対象者からの請求書とみなす。

3 市長は補助金を交付すべきでないとした場合は、一宮市住宅省エネ促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により交付対象者に対し、第7条に規定する補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

第11条 交付対象者は、補助金の対象となった財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、国補助事業において処分の制限を規定する期間中において市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 交付対象者は財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第12条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第13条 市長は、申請者又は交付対象者に対し、対象設備の使用に関する調査を行うことができる。

2 申請者又は交付対象者は、市が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業の執行に関して必要があると認めるときは、補助対象者に対して、補助事業に関する必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、2026年4月1日から施行し、2027年3月31日をもって廃止する。

2 この要綱の廃止後も、補助事業に係る補助金の交付その他補助金に関する手続きについては、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

一宮市住宅省エネ促進補助金交付申請書兼請求書

（あて先）一宮市長

一宮市住宅省エネ促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

【申請者情報】

フリガナ	
氏名 (法人の場合は 名称及び代表者名)	
担当者名 (法人の場合のみ)	
電話番号 ※携帯電話も可	— —
メールアドレス	@
住所 ※住民票の登録住所 (法人の場合は担当者の 所属する営業所等の所在地)	〒
設置住所	申請者本人住所と設置住所が同じ ⇒ はい / いいえ ※○で囲む
↓ 設置住所 ※「いいえ」の場合のみ記入	〒 一宮市

【国補助事業（先進的窓リノベ2026事業補助金）情報】

交付確定番号	
補助対象経費（税抜き）	_____ 円
交付確定額	_____ 円

【添付書類】申請者（請求者）、振込先口座名義と断熱窓販売証明書等の名義は全て同一人であること。

- （1）国補助事業の額の確定通知書の写し
- （2）法人の場合は3カ月以内に取得した商業登記簿の全部事項証明書の写し
- （3）工事請負契約書の写し（工事内容・内訳の分かるもの）
- （4）断熱窓販売証明書（様式第2号）
- （5）申請者本人名義の通帳など、口座内容が確認できる書類の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号、預貯金種別が記載されたページ）

（表面）

⇒裏面に続く

年 月 日

購入者氏名

断熱窓販売証明書

一宮市住宅省エネ促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり対象設備の販売、設置及び国補助事業に関する情報を証明します。

記

<施工事業者情報>（ゴム印可）

所在地(担当者の所属する営業所等の住所)	〒
会社名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

<販売・設置情報>

領収日	年 月 日	設置完了日	年 月 日
設置住所	〒 一宮市		

<販売設備情報>

販売設備・数量	販売額
・窓 _____個 (ガラス交換は窓に含む) ・ドア _____個	本体代金(付属機器代等を含む) 円
	工事代金 円
	処分・運搬費 円
	その他の経費 円
	先進的窓リノベ2026補助事業(値引き) 円
	その他の割引(値引き) 円
	消費税及び地方消費税額 円
合計金額	円

<国補助事業(先進的窓リノベ2026事業補助金)情報>

交付確定番号	
補助対象経費(税抜き)※	_____円
交付確定額	_____円

※先進的窓リノベ2026事業補助金への申請時にWEBシステム『住宅省エネポータル』で入力した金額

様

一宮市長 

一宮市住宅省エネ促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました一宮市住宅省エネ促進補助金については、一宮市住宅省エネ促進補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

【参照】

一宮市住宅省エネ促進補助金交付要綱第9条第3項

市長は補助金を交付すべきでないと認めた場合は、一宮市住宅省エネ促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。